

平成二十年三月七日受領
答弁第一二二五号

内閣衆質一六九第一二五号

平成二十年三月七日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての外務省の説明及び管理責任に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画が消失した件についての
外務省の説明及び管理責任に関する質問に対する答弁書

一及び二について

歴代ウズベキスタン国駐箚特命全権大使の氏名は、現時点の外務省ホームページに掲載されている外務省幹部名簿からは明らかではないが、それぞれの時点で公表されており、一般に、入手可能な情報である。

「潮の舞」は、平成五年に在ウズベキスタン日本国大使館に配置された後、所在が確認できなくなり、平成十八年にウズベキスタン当局に対して捜査を依頼したが、その間のウズベキスタン国駐箚特命全権大使は孫崎亨、小畑紘一、中山恭子、河東哲夫及び楠本祐一である。

三及び四について

聞き取り調査の結果、「潮の舞」の所在に関する有力な情報が得られていないため、断片的な情報をお答えすることで無用な誤解を与えるおそれがあることからお答えを差し控えたものであり、外務省として、調査結果を隠そうとする意図を有しているわけではない。

五について

御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実を反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、大臣官房において、事実を反する記述の例示として掲載することを決定したものであることは、先の答弁書（平成二十年二月二十六日内閣衆質一六九第九四号）三から六までについて等で繰り返し述べたとおりである。